

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	佐 伯 育 三
同	たけしげ 栄二
同	松 本 修

外郭団体への人件費支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 21 年 5 月 8 日及び 13 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 21 年 5 月 8 日及び 13 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

平成 20 年 8 月、市民による情報公開によって、財団法人先端医療財団など外郭団体への神戸市からの H19、20 年度補助金及び委託料のうち、神戸市からの派遣職員の人件費相当額は 24 億 3500 万円、23 億 2900 万円と神戸市よりの説明で 9 月市民より監査請求が行われ、棄却され、現在神戸地裁で争われているが、今回平成 20 年 7 月付神戸市職員録により、平成 20 年度約 80 団体へ 980 余人の職員が派遣され約 118 億円支出されていることが判った。

この約 80 団体中すでに住民訴訟で争っている団体の他の団体は、違法支出であり、これらの団体は平成 20 年度分の残り約 95 億円を神戸市に返還し、または、神戸市長(教育長)(病院管理者)である個人がこれらの損害を神戸市へ賠償又は返還すべきこと(いずれも法定利息付き)、平成 21 年度については約 80 団体への予算支出の差止めを行うべきことを求める。

神戸市が 2 分の 1 以上出資している団体であれば、市長による調査権と経営状況説明書の作成義務があり、正確な金額がわかるはずである。また 4 分の 1 以上の市からの出資金がある団体は監査委員の監査権もあり、監査委員は金額が分かるはずである。監査委員は正確な金額を調査されたい。

それらの支出は、平成 20 年度は条例の根拠がなく、公益法人等への職員派遣を規定した「公益法人等への一般職公務員の派遣等に関する法律」に違反する。なぜなら、この法律

は、自治体給与持ちの第三セクターへの職員派遣を原則として禁止し、職員を派遣する場合給与は派遣先の負担としている(同法 6 条)。職員の給与分を別個に補助金として支給するのは、この法制度を迂回する脱法行為である。したがって、この補助金には、地方自治法 232 条の 2 が要求する公益性はなく、違法(さらには無効)であることは言を待たない。平成 21 年度は派遣条例を制定したが、この条例は、派遣法違反及び「ノーワーク・ノーペイの原則、地方公務員法 24 条」に違反する。

なお、神戸市財政窮迫の折、このような違法支出を行うことは、違法に違法を重ねるものである。そして、この違法は財務会計上のものである。この支出額はそっくり神戸市の損害である。

そうすると、これら補助金の交付を受けた団体及び給与付職員派遣を受けた団体は、法律上の原因なく受給したものであり、その事情もわかるはずであるから悪意であって(民法 703 条, 704 条), その受給額をその受給時から年 5 分の利息付きで神戸市に返還すべきである。

また、この違法は派遣条例で請求権放棄したように、故意に行われているものである。したがって、これを誤った点について、支出決定及び命令権者である神戸市長及びこれらの手続に関与した職員全員には故意がある。仮にそうでないとしても、少なくとも過失がある(民法 709 条)。したがって、支出決定及び命令権者である市長(教育長)(病院管理者)の職にあった者個人が、それらの支出のうち外郭団体から返還されない額(及びその支出時からの年 5 分の法定利息)を、市に賠償しなければならない。

監査委員にはこの趣旨に添った適切な措置を講ずることを求める。

第 2 受理できない理由

(1) 対象の行為等が特定されていない

住民監査請求においては、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要するとされている。また、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、監査請求の対象が特定の財務会計上の行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるとされている。(最高裁判例平成 16 年 11 月 25 日)

しかるに、本件請求において、請求人は、「平成 20 年 7 月付神戸市職員録により、平成 20 年度約 80 団体へ 980 余人の職員が派遣され約 118 億円支出されていることが判った。この約 80 団体中すでに住民訴訟で争っている団体の他の団体は違法支出であり、これらの団体は平成 20 年度分の残り約 95 億円を神戸市に返還し、…」と主張している。

しかしながら、約 118 億円の根拠が具体的に摘示されておらず、また「事実証明書 2」に記載されている全ての団体への支出が違法であるとする、あまりにも漠然とした包括的な主張に対しては、対象とする違法(不当)な財務会計上の行為が、他と区別して認識されていると認めることは到底できないといわざるをえない。

さらに、「4 分の 1 以上の市からの出資金がある団体は監査委員の監査権もあり、監査委員は

金額がわかるはずである。」などとする主張についても、一方的な論理であり、請求の根幹をなす事実の証明、調査・証拠提出を行っていないとしかいえず、対象となる行為等を監査委員が全て特定すべきであるとの主張は、住民監査請求制度になじまないものであると考えられる。

従って、請求人の提出した請求書及び事実を証する書面を総合して勘案すると、対象とする違法・不当な財務会計上の行為が他と区別して認識できる程度に特定されていると認めることはできない。

以上により、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。